

序章 イギリスの授業料・奨学金制度の概要

小林雅之(東京大学)

(日本学生支援機構客員研究員)

1. 授業料と学生支援に関する組織

2006-7年度(以下2006年度と表記)の授業料の改革に伴い、高等教育機会や学生支援の大学間格差など、大きな論争が起きている。また、2012年度以降の授業料改革についても、様々な提言がなされている。こうした論争点について、本報告書では、資料や関係者へのインタビューから順次検討していく。その前に、授業料や学生支援に関連する政府組織と学生への経済的支援制度について、概要を紹介する。

1 ビジネス・イノベーション・技能省

(Department of Business, Innovation and Skills, BIS)

高等教育を所管するのはビジネス・イノベーション・技能省(Department for Business, Innovation, and Skills, 以下BISと表記)である。イギリスでは、省庁の再編が度々行われる。2006年改革で、授業料・奨学金政策を含む高等教育政策を所管していた大学・イノベーション技能省(Department for Innovation, University, and Skills, DIUS)は、2009年6月5日に、BISに再編統合された。ビジネスとスキルを結びつけることを重視したためとされている。

2 スチューデント・ローンズ・カンパニー(Student Loans Company, SLC)

スチューデント・ローンズ・カンパニー(Student Loans Company, 以下SLCと表記)は、イギリス(連合王国)全体の学生への経済的支援を行う非政府組織(BISが85%所有、スコットランド・ウェールズ・北アイルランドの政府が15%所有)で、日本学生支援機構にあたる組織である。SLCの2012年度のAnnual Reportによれば、SLCの事業は以下のようになっている。

- ・ 2012年度に約134万人の学生へ経済的支援を実施した。うち約127万人は高等教育機関に在学している。2011年度には132万人であった。なお、大学入試局(Universities and Colleges Admission Service, 以下UCASと表記)によれば2012年度の高等教育志願者は約59万人である。
- ・ 134万人に生活費給付奨学金(Maintenance Grant)とローン(Maintenance Loan)として総額60億ポンド、継続教育機関の授業料ローンとして40億ポンドを支出した。
- ・ 約180万人の貸与者から歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs, 以下HMRCと表記)を通じて17億ポンドを回収した。
- ・ 問い合わせに対して94%の回答率であった。
- ・ SLCの常勤スタッフは約2,000名。約1,500名の追加スタッフがいる。

- ・ 連合王国内に 4 つの事務所がある。

3 公正機会局 (Office for Fair Access, OFFA)

公正機会局 (Office for Fair Access, 以下 OFFA と表記) は独立公共団体 (independent public body) で、2004 年高等教育法により創設された。2006 年度の授業料 3 倍値上げが低所得層の高等教育進学を経済的な理由で阻害しないように、低所得層や高等教育への参加率の低い層 (under-represented) の高等教育への公正なアクセスを保護し促進することを助けることを目的とする。OFFA の創設は、政府と大学の妥協の産物と言われている (初代所長ハリス卿 (Director Sir Martin) へのインタビューによる¹⁾)。

法定授業料 (2012 年度は 6,000 ポンド) を超える授業料を設定した高等教育機関はアクセス協定 (Access Agreement) を結ばなければならない。OFFA は、高等教育機関のアクセス協定を承認し、それを監視 (monitoring) する。その結果は、Access Agreement Monitoring Report として毎年発行されている。

アクセス協定には、大学が実施する、公正なアクセスのための手段、授業料、学生への経済的支援 (奨学金 (bursaries, scholarships))、アウトリーチ・プログラム²⁾、学生への情報提供の手段が含まれる。そのそれぞれについて、現状と 1 年ごとの目標値 (milestones) を記したロードマップが含まれている。

2014 年現在の職員数は所長以外に 14 名で、所長は元 Bedfordshire 大学の学長の Les Ebdon CBE DL (Deputy Lieutenant of Bedfordshire in 2011) である (2012 年より現職)。

4 高等教育財政審議会 (Higher Education Funding Council for England, HEFCE)

高等教育財政審議会 (Higher Education Funding Council for England, 以下 HEFCE と表記) は、イングランドの大学等に基盤的経費 (教育資金及び研究資金) の配分やモニターなどを行う非政府公共機関である。ここでは Council を審議会と訳したが、公共機関である。全国奨学金プログラム (National Scholarship Programme, 以下 NSP と表記、後述) の配分と大学の支給状況についてモニターする役割も持っている。また、参加拡大 (Widening Participation, 以下 WP と表記) プログラムを実施、モニターする機関である。前述の OFFA とは密接な関連を持っており、Bristol の本部には OFFA も入っている。大学への補助金が次第に減少する中で、大学への補助金配分の役割から、NSP や WP のモニターなどの役割の比重が増している。なお、同様の機関は、イングランド以外にもスコットランド、ウェールズ、北アイルランドにもそれぞれ設けられており、相互に密接に協働している (第 1 章参照)。

¹ これについて詳細は、文部科学省委託事業報告書 2007 年および小林編 2012 年を参照されたい。

² 大学の社会へのサービス活動として、地域とのパートナーシップ・プログラム、サマースクール、出前授業、オープンデー (大学開放) などにより、中等教育の生徒に、大学情報や大学の講義等を提供し、大学への進学意欲を高めるとともに、正確な情報を提供することによって、情報ギャップを解消させようという大学のプログラム。

2. 2015 年度の授業料と学生への経済的支援制度

1 授業料

1998 年度に初めて導入された授業料は最高 1,000 ポンドで、家計所得によって 0 から 1,000 ポンドが課せられた。2006 年度に大幅に改革された授業料制度では当初の最高額は 3,000 ポンドであったが、毎年小幅な値上げがされ 2011 年度は最高 3,375 ポンドであった。さらに 2012 年度からは法定授業料 6,000 ポンドで最高 9,000 ポンドまで引き上げられた。ただし、大学に授業料設定の決定権があるため、実際の授業料額は大学や専攻により異なる。しかし、授業料と大学独自給付奨学金 (bursary, 以下大学給付奨学金と表記) の決定には OFFA とのアクセス協定が必要である。2014 年度のフルタイム学生の最高額は 9,000 ポンドであるが、パートタイム学生は 6,750 ポンド、職場訓練 (work placements) や海外留学は 4,500 ポンドとなっている。なお、スコットランドでは国内学生からは授業料は徴収していないが、イングランドや EU 諸国からの学生には授業料を徴収している。

授業料相当額は、政府から大学に直接支払われ、学生は在学時に授業料を支払う必要はなく、卒業後に授業料ローンとして返済する。後述のように、生活費についても同様にローンや給付奨学金で支払うことができるため、在学中の学費の負担はほとんどないことが、イギリスの大学学費の大きな特長である。

給付奨学金 (grants) とローンは、1998 年度以前と 2006 年度以前、2008 年度以前、2009 年度、さらに 2012 年以降の学生と分かれている。これは、支給額や受給基準などが数年おきに改訂されるためである。なお、授業料は授業料ローンで支払われるため、実質的には卒業後の支払いとなる。このように、大学授業料は大学毎に異なり、奨学金とローンは、度重なる改訂のため、きわめて、わかりにくい。

授業料やローンはインフレスライドして、実質的な負担は同等にするという考え方で設定されている。このため、金額は毎年少額ではあるが、変動する。この点も含め、以下、できるだけ最新の状況を紹介するため、入手できる最新の資料によって説明する。このため、巻末の参考資料 **A guide to financial support for full-time students in higher education** では 2013 年度版を訳出しているが、ここでは、2014 年度版を用いていることをお断りしておく。実際には、金額がやや増加しているだけである。また、後に見るように、フルタイム学生とパートタイム学生でも支援の内容は異なっている。そこで、本章では主としてフルタイム学生について検討し、特に記述する必要があると考えられる場合にのみフルタイム学生への支援について記述している。

2 2015 年度の授業料

2012 年度から大学授業料は従来の上限 3,000 ポンド(実際には物価スライドしているため 2011 年度で 3,375 ポンド) から、9,000 ポンドまで上限が引き上げられた。

OFFA のアクセス協定のモニタリングによると、2015 年度の授業料は、フルタイム新入生の授業料で平均 8,830 ポンド (授業料免除を入れると 8,761 ポンド、すべての学生への支援を入れると 8,392 ポンド) となっている (Office for Fair Access (2014).

Access agreements for 2015-16: key statistics and analysis.)。ただし、EU 以外の留学生と大学院生の授業料は、各大学が独自に定めることができ、数万ポンドに達する場合もある。このようにほとんどの大学が上限の 9,000 ポンドに近い設定をしている。この点については、さらに第 2 章で検討する。

3 大学独自給付奨学金 (bursaries)

2006 年度改革で導入された大学独自給付奨学金 (bursary、以下大学給付奨学金と表記) は、それまでの大学授業料が 1,000 ポンドから最高 3,000 ポンドと約 3 倍の大幅値上げされたため、高等教育機会や学生生活あるいは家計の教育費負担に重大な影響を与えることが懸念されたため、新たに創設されたもので、2,700 ポンド以上の授業料を設定する大学は、最低 300 ポンドの大学給付奨学金を低所得層の学生に支給しなければならないとされた。その金額や支給人数は OFFA とのアクセス協定で決定される。大学は、OFFA との協議を経て、受給基準を自由に決定できるが、ニードベースがほとんどである。なお、ごく一部の大学では、奨学金はサービスの割引、たとえば、寮費やスポーツ施設利用料などにあてられるが、ほとんどの大学では奨学金はキャッシュで支払われるから、何に使うかは学生の自由である。

また、各大学は、いつ学生へ経済的支援を行うか独自に決定する。第 1 学年で総額を渡す大学もあるが、時期が不確定な大学もある。支払いは学期の開始の数日後で、そのため注意することと UCAS のホームページにはある。また、UCAS によると、2008 年度から二度目の学位取得のための学生には支援を行わない (教員や看護やソーシャルワークを除く)。

2012-13 年度 (以下 2012 年度と表記) からは、大学給付奨学金の最低額はなくなった (それまでは 315 ポンド)。それぞれの大学は、大学給付奨学金だけでなく、大学独自裁量給付奨学金 (discretionary bursaries) (以下大学裁量給付奨学金と表記)、授業料減免、寮費割引、NSP などによって、大学独自の基準で学生への経済的支援を行う。2012 年以降の状況については、第 2 章で検討する。

4 大学独自裁量給付奨学金 (discretionary bursaries)

大学給付奨学金とは異なり、受給額、受給基準は大学独自に設定できる大学独自の奨学金であるが、財源は大学が用意する必要がある。このため、第 2 章でみるように、大学によって大きな相違があることが論争になっている。

5 全国奨学金プログラム(National Scholarship Programme)

2012 年度改革のひとつの目玉として導入されたのが、全国奨学金プログラム (National Scholarship Programme, 以下では NSP と表記) である。その概要は HEFCE によれば、以下の通りである

(<http://www.hefce.ac.uk/whatwedo/wp/currentworktowidenparticipation/nsp/>)。

NSP は、低所得層の高等教育進学を支援するプログラムである。イングランドあるいは EU 居住者 (スコットランドとウェールズと北アイルランドは対象外) のプログ

ラムで、家計所得 2.5 万ポンド以下の家計の学生で、フルタイムまたはパートタイム（フルタイムの 25%以上の履修）を対象とする。継続教育の学生や私立大学や HECFE の財政支出以外の大学の学生も対象外である。

各大学は、家計所得 2.5 万ポンド以下という基準のみでは個々の学生の受給を決定できない。このため、この基準以外に独自の基準を設定し受給対象を決定することができる。大学はどの学生に支給するか決定権を持ち、独自の申請や選考過程を設定する。言い換えれば、個々の大学は、学生に支援を支給する受給資格について独自のルールを持っているが、大学の設定するルールは政府が全国的に設定したおおまかなルール内で運用される。大学は政府の資金と合わせて財源を作るため、学生の利用できる金額は大きくなる。

学生は、大学を通じて申請し、受給資格のある個人へ直接給付される。支給額は、以下の通りである。

- ・ 2012 年度と 2013 年度学生で最低 3,000 ポンド
- ・ 2012 年度と 2013 年度学生はキャッシュ(現金給付)で 1,000 ポンド以上、2014-15 年度（以下 2014 年度と表記）からこの制限を廃止
- ・ 2014 年度学生は最低 2,000 ポンド、1 年のみ

NSP は、BIS が全体の政策と財政レベルを設定し、HEFCE がプログラムを運営する。

なお、将来のプログラムの見込みとして、2015 年度から学士課程対象の NSP は停止し、大学院対象のプログラムとして改正される予定である。

政府は 2012 年度で 1 億ポンド、2013 年度で 5,000 万ポンドを支出している。

HEFCE は、大学が政府のルールの通り運営しているかガイダンスとモニターを行い、このスキームの良好な運営とその要因を把握するために、このスキームを評価する。

6 生活費給付奨学金(Maintenance Grant)

生活費給付奨学金(Maintenance Grant)は、ニードベースの給付奨学金で、2014 年度には家計所得 25,000 ポンド以下で最高 3,387 ポンド支給される。25,001 ポンドから 42,620 ポンド以下では、一部給付となり、所得に応じて金額が減額される。42,620 ポンドで 50 ポンドとなり、それ以上の所得では給付されない。なお、2007 年度は給付の所得限度額は 6.5 万ポンドであったが、高すぎるという批判があり、2009 年度から約 5 万ポンドに引き下げられた。それでも 2009 年度には約 3 分の 2 の学生が受給するとみられた (How to Get Financial Help as a Student HP)。さらに 2012 年度改革で 42,610 ポンドに引き下げられた。具体的な支給額は表 0-1 のとおりである。

表 0-1 所得別生活費給付奨学金の支給額

家計所得	支給額
25,000 ポンド以下	3,387 ポンド全額
25,001 から 42,620 ポンドの間	家計所得に応じて 3,387 ポンド内で利用可能
42,620 ポンド	50 ポンド
42,620 ポンド以上	支給なし

(出典) Student Finance England, A Guide to Financial Support for New Full-time Students in Higher Education 2014/15.

7 特別支援給付奨学金(Special Support Grant)

特定の条件を満たした場合に生活費給付奨学金にかえて支給される給付奨学金で、支給額は家計所得に応じて変化し、最高は 3,387 ポンドである。生活費給付奨学金との相違は、生活費給付奨学金の受給額は生活費ローンの受給額に影響するが、特別支援給付奨学金の額は影響しないことである。特定の条件とは、片親、障害補助金受給資格、軍隊、最低 28 週間労働不可能であると認められた場合、60 歳以上などとなっている。

8 授業料ローン(Student Loan for Tuition Fees)

最高 9,000 ポンドで、授業料相当額がローンとして SLC から大学に対して直接支払われる。ただし、私立大学やカレッジの場合には、6,000 ポンドまでとなっている。また、パートタイム学生の場合には、6,750 ポンドまでとなっている。さらに、私立大学やカレッジのパートタイム学生の場合には 4,500 ポンドまでとなっている。受給額は所得によらないが、学生は全額借りる必要はない。第 1 学期の初めに授業料の 25%、第 2 学期の初めに 25%、第 3 学期の初めに 50%が支払われる。

9 生活費ローン (Student Loan for Maintenance)

学生居住地、自宅・自宅外、親・本人・配偶者などの所得に応じて変額するローンである。授業料ローンと異なり、SLC から学生の銀行口座に通常年 3 回直接支払われる。ローン限度額のうち、約 75%は、すべての学生に利用可能で、約 25%は資産テストによって支給される。最高貸与額は 7,751 ポンドである。また、もし学生が生活費給付奨学金 (Maintenance Grant) の受給資格があれば、給付奨学金相当額の半額が減額される。これは学生のローン負担を減少させるための措置である。最高額は、親と同居か否か、ロンドンかロンドン以外か、海外かで異なる。表 0-2 に 2014 年度の所得別居住地別奨学金とローンの金額を示す。

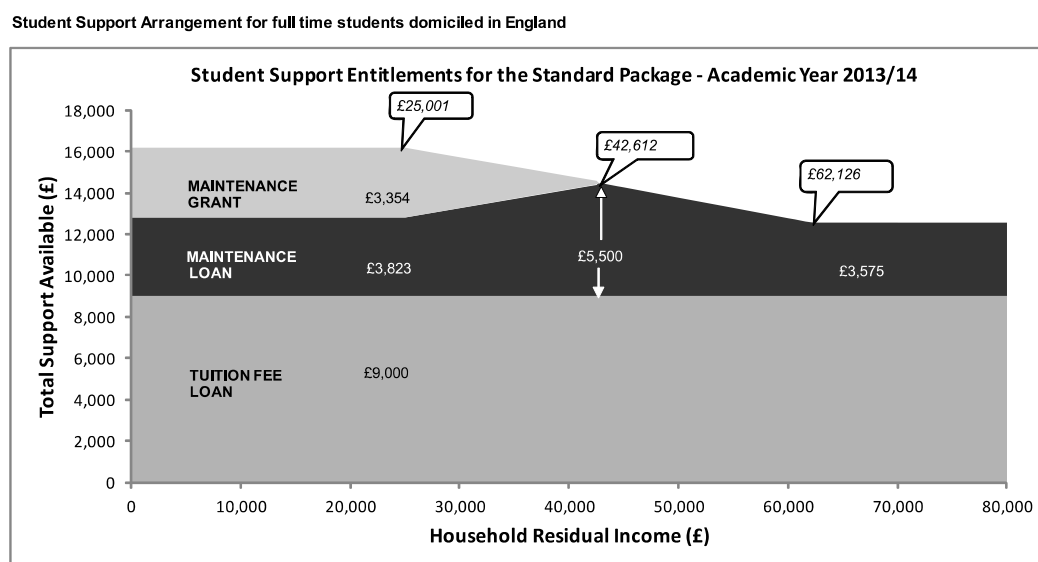
表 0-2 所得別居住地別奨学金とローンの最高額(フルタイム学生)

両親と同居	最高 4,418 ポンド
ロンドンで就学し、両親と別居	最高 7,751 ポンド
ロンドン以外で就学し、両親と別居	最高 5,555 ポンド
一学期以上海外に留学	最高 6,600 ポンド

(出典) Student Finance England, A Guide to Financial Support for New Full-time Students in Higher Education 2014/15.

以上の奨学金とローンについて、家計の可処分所得別の利用可能性は図 0-1 のとおりで、特に低所得層に手厚い支援がなされていることがわかる。

図 0-1 家計可処分所得別学生への経済支援の利用可能性



(出典) Student Loans Company 2013, p. 12.

上記の給付奨学金とローン以外にも、障害学生給付金、育児学生給付金、被扶養成人ありの場合の給付金、旅費給付金など多くの政府の学生に対する支援制度がある (Student Finance England (2014)).

10 特別支援給付奨学金 (Special Support Grant)

特別支援給付奨学金は、母子・父子家庭、20歳以下の中等教育の子供を持つ学生、障害者、60歳以上などのいずれかに当てはまる場合に、書籍代や学習用具代や旅費や育児費として最高 3,354 ポンド支給される。なお、フルタイム学生のみで、生活費給付奨学金と両方の受給はできない。

11 障害者補助 (Disabled Students' Allowances)

所得にはよらない障害者のための補助金である。障害者補助のために必要な備品費、医療以外のヘルパー費、一般補助費、交通費の4種類がある。

12 育児給付奨学金 (Childcare Grant)

15歳以下の子どもあるいは特別の支援が必要な17歳以下の子どもを持つ学生が在学中、子ども一人につき、育児費用として、所得に応じ育児費用の85%まで、最高1週間あたり150.23ポンド支給される。子ども二人以上の場合には257.55ポンド支給される。なお、2015年度には両者とも5ポンドほど増額される予定である。

13 親学習補助 (Parent's Learning Allowance)

子どもをもつフルタイムの学生に対する、学習費用の補助で、本人、配偶者、パートナー、子どもの所得に応じて最高年額1,523ポンド支給される。

14 成人扶養給付奨学金 (Adult Dependent' Grant)

扶養する成人をもつ学生に対して所得に応じて最高2,757ポンドまで支給される。扶養する成人には、親、配偶者、パートナーなどが該当する。扶養する対象者の所得が3,796ポンド以上、また学生本人の家計総所得が39,796ポンド以上の場合には支給対象とならない。

15 旅費給付奨学金 (Travel Grant)

学生の留学費用の1学期分を所得に応じて、必要経費引く303ポンドを支給する。また、医歯系の学生がイギリスで訓練するために必要な旅費についても同様に支給する。

16 学習へのアクセスのための資金 (Access to Learning Fund)

大学を通じて支給される、学習へのアクセスのための資金は経済的に不利な状態にある学生に対する経済的支援を行うプログラムである。誰が受給するかは高等教育機関が決定する。

さらに、教育減税などには、以下のようなものがある。

17 児童税クレジット (Child Tax Credit)

16歳以下の子どもか20歳以下の承認された教育訓練プログラムに参加している子どもを持つ保護者について、適用され、申請は必要がない。控除額は基礎控除545ポンド、最高2,750ポンドで、所得、労働時間、育児時間などによって異なる。

18 労働税クレジット (Working Tax Credit)

16歳から24歳で子どもを持つ者あるいは障害の認定を受けている者、あるいは25歳以上の者に適応される。基本控除額は最高1,940ポンドである。控除額は、所得、労働時間、育児時間等によって異なる。

19 教育維持補助金 (Education Maintenance Allowance)

また、中等教育の生徒に対する経済的支援であるが、教育維持補助 (Education Maintenance Allowance、以下EMAと表記)は、16-18歳の生徒に対する経済的支援で、週に10-30ポンドが支給される。これを受けた生徒は高等教育でも給付奨学金全額を受け取ることができる。低所得層の高等教育進学率を上げるための措置であり、

政府では効果が上がっているとしている。しかし、2012年改革で廃止された。この廃止について Barr は厳しく批判している。

20 その他の補助

上記以外にも様々な学生支援制度がある。医療・ソーシャルワーカー対象の厚生省 (National Health Service, 以下 NHS と表記) の奨学金 (bursaries) やリサーチ・カウンシルの基金による所得連動補助 (income-related benefits) や住居補助 (Housing benefits) などがある。さらに、教員訓練給付奨学金 (Initial Teacher Training Bursary) のような特定の職業のための学生支援もある。

さらに、上記は BIS の学生用ガイドによるものであるが、UCAS のホームページには、これら以外に「あまり知られていない報賞 (Awards)」として、軍隊教育給付奨学金、産業報奨金 (Industry Awards) (理工系学生対象)、供給不足の科目に対する学生支援、慈善基金などが紹介されている。

逆に NHS の給付奨学金を受給している場合には、生活費給付奨学金は減額される。

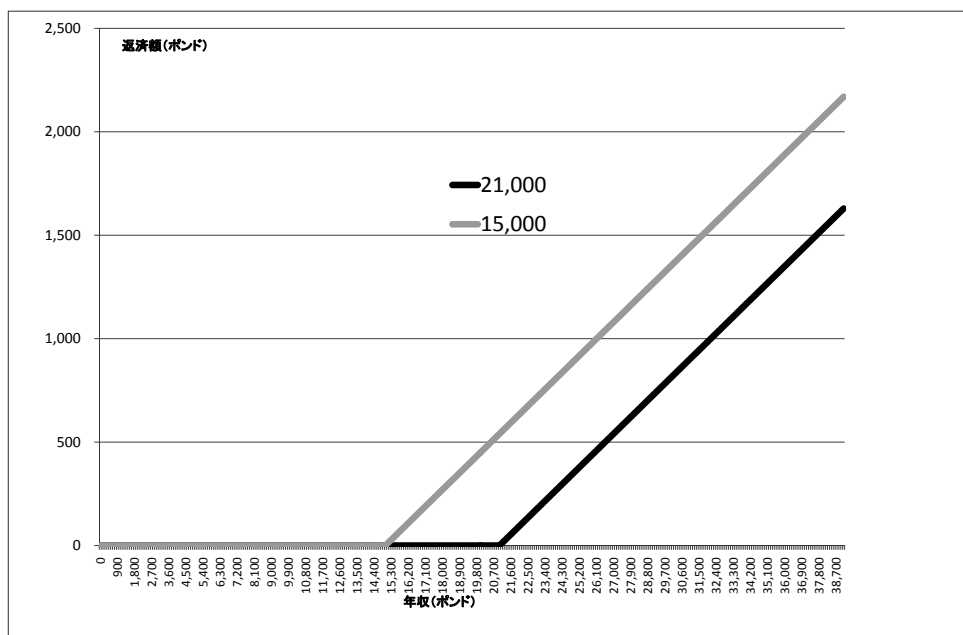
なお、以上の学生支援はフルタイム学生の場合で、パートタイム学生の支援はこれとは異なる。パートタイム学生は、フルタイム学生の 25% 以上の履修登録をしていないと学生支援の受給できない。2012 年度の学生からは、パートタイム単位数÷フルタイム単位数×100 で割合を計算し、その割合に応じて、最高 6,750 ポンドまで授業料ローンが受給可能である。パートタイム学生は、生活費ローンは、受給できないが、授業料給付奨学金が受給できる。それぞれ先の割合が 50-59、60-74、74% 以上で授業料給付奨学金の額が変わり、それぞれ、845、1,015、1,270 ポンドとなっている (Part Time Grant 2013/14)。また、条件によっては、特別支援給付奨学金 (Special Support Grant) など、低所得層や障害者用の別の給付奨学金の対象となる。

このように、フルタイム学生への支援に比べ、パートタイム学生への支援が非常に少ないことは 2006 年度改革について Callender などが厳しく批判している点であった (Callender 2011, 2013)。このため 2012 年度改革ではパートタイム学生に対する支援が盛り込まれた。また、24 歳以上の成人学生について授業料ローンが利用可能となった。このため授業料の前払いをする必要はなくなった。

3. ローンの返済

ローンは、卒業翌年 4 月から返済が開始される。返済は PAYE (Pay As You Earn) と呼ばれている所得連動型返済方式 (Income Contingent Loan Repayment, ICR) である。すべてのローンは統合され、年収 2.1 万ポンド (月収 1,750 ポンド、週収 404 ポンド) を超える所得の 9% を返済する。例えば、所得が 25,000 ポンドの場合、30 ポンド/週の支払いとなる。 $((25000-21000) * 0.09 / 12 \text{ 月} = 30)$ 実質的には、所得の 0 から 6.7% (所得 5.7 万ポンドの場合) に相当する。2006 年度改革では、年収 1.5 万ポンド以下の場合には返済は自動的に猶予されたが、2012 年度改革ではこの猶予限度は 2.1 万ポンドに引き上げられた。他方、繰り上げ返済も可能である。

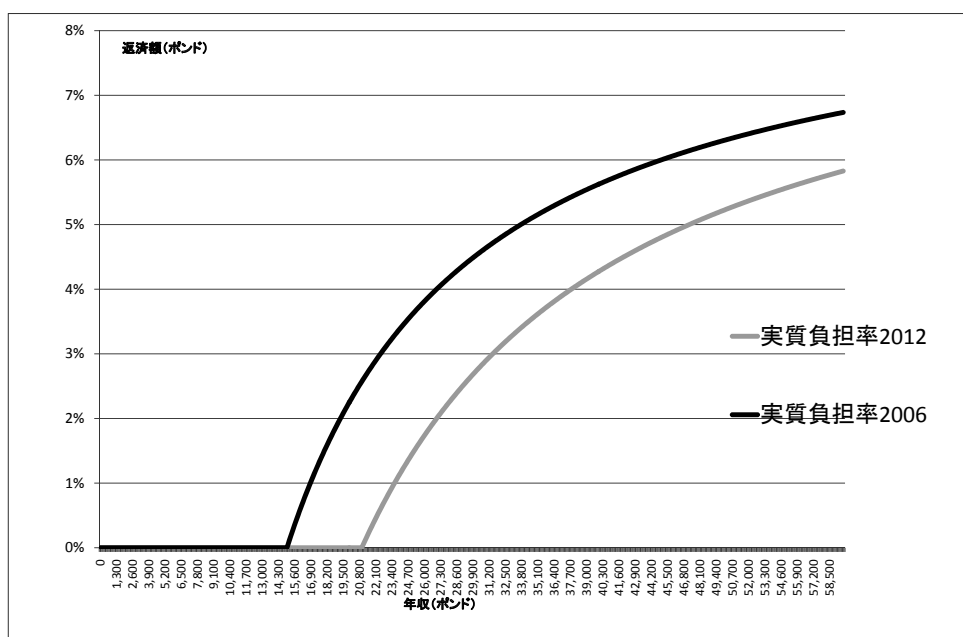
図 0-2 所得連動型ローンの返済額



(注) 筆者作成

このように所得連動型ローンでは、所得に応じて返済額が異なるが、実際の所得に占める負担率は、猶予限度額（閾値、threshold）があるため、図 0-3 のように所得が高くなるほど大きくなる。

図 0-3 所得に占めるローン返済額の比率



(注) 筆者作成

所得について、減税や年金は考慮されない。しかし、扶養控除は認められる(How You Are Assessed and Paid)。このため、額面の所得ではなく、実際には可処分所得(residual income)額である。他方、配偶者の所得などは考慮されない。

2012年度改革での大きな変更のひとつは、猶予限度(閾値、threshold)の2.1万ポンドへの引き上げと、返済への利子の導入である。利率は所得に応じて0から3%が課せられる。これまでも実質無利子といいながら、小売物価指数(retail prices index, RPI インフレ率)を、利率としていた。これは日本学生支援機構第1種奨学金と大きな相違である。2012年度改革では、この物価調整分にさらに利子が上乗せされることになった。

具体的な利率は表0-3の通りである。

表 0-3 2012年度以降の返済の利率

	利率
在学中	小売物価指数(RPI)に上乗せ金利3%。
2015年4月以前卒業あるいは中退	コースを去った後の4月まで小売物価指数(RPI)に上乗せ金利3%、そしてその後、2016年4月まで小売物価指数
2016年4月以降、あるいはローンの返済義務が発生した日以降	利子は所得に連動 21,000ポンド以下 - 小売物価指数 21,001ポンドから41,000ポンドまで - 小売物価指数に、上乗せ金利が上限3%まで 所得に応じて決定 41,000ポンド以上 小売物価指数プラス3%

(出典) Student Finance England, A Guide to Financial Support for New Full-time Students in Higher Education 2014/15.

返済は、歳入関税庁(HM Revenue and Customs, HMRC)が雇用主から徴収する。徴収のため、保険番号との連動が必要であり、ローン受給希望者は、国民保険番号(National Insurance Number, NINO)を応募時に提供しなければならない。当初は、提供に同意した場合に、申請書にチェックをする書式にしていたところ、記入漏れが多かったという問題があった。このため、同意しない場合のみチェックしさらにその理由を記入する方式に変更したところ、不同意はほとんどなくなったという。また、転職した場合など、SLCに通知する義務があり、これに違反した場合には罰金が科され、ローン残額に付加される。海外移住の場合にも同様の措置がある。なお、5年間の返済猶予制度(Repayment Holidays)がある。また、学生は最低額を超えてどの程度の額を返済するかは自由に決定できる。

さらに、2006年度改革では、返済期間が25年を経過して残額がある場合（あるいは65歳に達した時）には、返済は免除され帳消しにされることとなった。この制度は、ローン負担に対するセーフティ・ネットとしてきわめて重要とされている（Barr）。しかし、2012年度改革では、この期間も30年間に引き上げられた。

また、所得連動型では過払いの問題が生じる。特に返済の最後の時期にはこの点が問題となる。このため返済完了前23月前からは源泉徴収から直接SLCに返済する仕組みが導入されている（SLC, Annual Report 2013, 14頁）。また、現在は所得の通知は1年毎だがこれを1ヶ月ずつにすることが検討中であるという（SLC）。これについては、第5章を参照されたい。また、ローンのデフォルト問題は第2章と第5章で詳しく検討する。

なお、SLCにはパフォーマンス・インディケータによる評価が実施されている。詳細はSLC Annual Reportを参照されたい。たとえば、2012年度のオンラインでの申請の目標は91%で、達成は92%となっている。

4. 報告書の構成

以下、本報告書の構成を示す。イギリスの制度はきわめて複雑で、関連制度や機関もしばしば改革創設再編をしている。また、略称で呼ばれることも多い。このため、原語と略称および翻訳の対照表を作成した。次に、第1章では、激しく変化してきたイギリスの高等教育政策をマクロな視点から概括する。とりわけ1980年代以降の高等教育の市場化政策の評価を行う。第2章では、授業料政策と学生支援制度を中心に、その問題点を様々な視点から検討する。さらに、第3章では、こうした高等教育政策の変化が、高等教育機会に対していかなる影響を与えたのか、昨年発表された政府の報告書を元に検討する。また、第4章では、同じく学生の生活費について、政府の報告書を元に検討する。さらに、第5章では学資ローンについて、とりわけその返済について詳細に検証する。また、附属資料としては、詳細な参考文献リストの他、イギリスの学生向けの学費と奨学金ガイドを訳出した。複雑なイギリスの学費と奨学金制度を理解するために有用と考えられるためである。